

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反に係る処理要綱

(平成16年9月30日16川水業給第128号)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号。以下「規程」という。）第7条に規定する指定の取消し及び規程第8条に規定する指定の停止並びにその他規程に定める事項の違反に係る是正措置及び手続について定めることを目的とする。

(調査)

第2条 給水装置課長又はサービスセンター所長は、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が規程に違反した疑いがあるときは、当該指定給水装置工事事業者からの事情聴取等、事実関係の調査を行うこととする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第3条 サービス推進部長は、指定給水装置工事事業者が規程第7条各号のいずれかに該当し、同条に定める指定の取消しが相当であると認めるときは、川崎市上下水道局聴聞等に関する規程（平成6年川崎市水道局規程第12号）に基づき営業課長をして聴聞を主宰させる。

2 サービス推進部長は、指定給水装置工事事業者が規程第7条各号のいずれかに該当する場合であって、規程第8条の規定に基づき指定の取消しに替えて指定の停止をすることが相当であると認めるときは、当該指定給水装置工事事業者に弁明の機会の付与する。

3 聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務は、給水装置課長が行う。

(審査委員会の開催)

第4条 指定給水装置工事事業者に関する指定の取消し又は指定の停止に係る処分をしようとするときは、規程第21条に基づき川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、違反の事実、その実情、違反後の状況等を調査し、処分の内容について審議する。

(処分の決定)

第5条 処分の決定は、審査委員会の審議結果のほか聴聞における調書の内容及び報告書に記載された営業課長の意見又は弁明の機会の付与の結果を参酌し、上下水道事業管理者が行う。

(処分の通知及び周知)

第6条 処分を行うことを決定したときは、サービス推進部長から処分の対象となる指定給水装置工事事業者へ処分の内容及び処分の理由を記載した処分通知書を手渡すものとする。ただし、これによりがたいときは、この限りでない。

2 処分を行ったときは、規程第9条に基づき公示するとともに関係課所に通知する。

(文書による注意又は警告)

第7条 規程に違反した指定給水装置工事事業者に対しては、規程第7条に規定する指定の取消し又は規程第8条に規定する指定の停止のほか、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反に係る措置要綱(平成22年3月31日21川水総給第625号)に従い文書による注意又は警告を行うことができる。

(主任技術者に対する措置)

第8条 水道法(昭和32年法律第177号)第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)が、同法第25条の5第3項に規定する主任技術者免状の返納命令に該当する重大な違反があったと認められるときは、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

2 前項の報告のほか、上下水道事業管理者が必要と認める場合は、当該違反を行った主任技術者に対し、文書による注意を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日16川水業給第215号)

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日17川水業給第353号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日18川水業給第527号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日20川水総給第482号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日21川水総給第624号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日28川上サ給第1025号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日31川上サ給第199号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。